

附属機関の委員等の報酬額及び費用弁償額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年十月十六日

奈良県知事 山下 真

奈良県規則第十四号

附属機関の委員等の報酬額及び費用弁償額に関する規則の一部を改正する規則
附属機関の委員等の報酬額及び費用弁償額に関する規則（昭和三十一年十一月奈良県規則第六十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一職の欄中	「	障害者相談等調整委員会の委員	」を	「
				障害者相談等調整 奈良県障害者総合 奈良県総合リハ センターあり方検

委員会の委員 支援センター及 ビリテーション 討委員会の委員	「	に、	「	県営競輪あり方検討委員会の委員	」を	「
						県営競輪あり 奈良県営競輪 会の委員

方検討委員会の委員 場活性化等検討委員	「	に、	「	公契約執行適正化委員会の委員	」を	「
						公契約執 奈良県警 備事業者

行適正化委員会の委員 察運転免許センター再整 選定委員会の委員	「	に改める。
---------------------------------------	---	-------

附 則
この規則は、公布の日から施行する。